

広島県信用保証料助成の概要について

1. 目的

金融機関から設備等に係る融資を受けるため、広島県信用保証協会の保証を得る場合、保証料の一部を助成するもの。

2. 主な助成要件

(1) 助成対象

設備等に係る融資を受けるため広島県信用保証協会の保証を得る（条件変更は対象外）事業者。

(2) 対象となる資金

ア 環境対策等により環境対応車の購入及びディーゼル微粒子除去装置等の装着に要する資金。

イ 物流の近代化・合理化を図るため土地・建物・機械等の設備の購入に要する資金。

ウ 軽油高騰等に伴う経営上必要な運転資金。

エ セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項第5号及び新型コロナウイルス感染症に係る第4号第6項）に基づく経営上必要な資金。

（新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の

指定期間：令和6年4月1日から令和6年6月30日まで。

但し、指定期間が延長された場合、その後も継続されます）。

(3) 助成額

1事業者につき保証料総額の1/2を助成。なお、10万円を限度とする。

ただし、セーフティネット保証については、20万円を限度とする。

3. 助成方法

予算の範囲内で申請順

4. 助成の申込

事業者の所属する協会支部に申し込む

5. 施行日

令和6年4月1日